

第三部 国際法の適用・執行 国際平面での適用・執行

国際法規範内容の確定

(国際刑事裁判所)

裁判所の概要 国際刑事裁判所規程

米の反発 非当事国国民を国籍国の同意なく裁くのは主権侵害

2000.12 署名 2002.5 署名撤回 資料

「ハーグ爆撃法」

平和維持活動を阻止 ボスニア

日本は？

国際法の適用・執行

一般論 法の適用・執行

国際法の場合の特色

法主体と法適用・執行主体との同一化

異なる法秩序での適用・執行

規範内容の確定

国内法での議論 法の「解釈」

定義 法文の表現を別の表現で言い換えること

分類

- ・ 解釈の対象 文理解釈・歴史的解釈
- ・ 解釈の結果 拡張解釈・縮小解釈
- ・ 推論方法 類推解釈・反対解釈
体系的解釈（論理解釈）
目的論的解釈

解釈は純粋な論理操作ではない

条約の場合 条約法条約 31条以下

例1 LaGrand 事件 領事関係条約 36条1項bの解釈

例2 米英によるアフガニスタン攻撃 浅田論文

慣習法の場合

例 Yerodia 事件

実行の内容をいかにして明らかにするか